# 日日是Oracle APEX

Oracle APEXを使った作業をしていて、気の付いたところを忘れないようにメモをとります。

2022年12月22日木曜日

Flows for APEXによる経費精算アプリの作成(9) - 承認コンポーネント

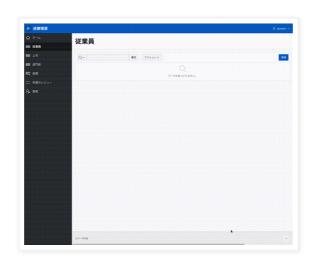
Flows for APEX 22.2よりユーザータスクのタイプとして、APEXページに加えてAPEXの承認 - APEX 22.1から追加された承認コンポーネント - が使えるようになりました。

以前の記事で作成している経費精算のフロー・モデルとAPEXアプリケーションを改変して、承認コンポーネントとの連携を実装してみます。

以下の記事で作成しているステータスがdraftの経費精算のフロー・モデルのバージョン2、と経費精算・開発中のAPEXアプリケーションがあるところから始めます。

Flows for APEXによる経費精算アプリの作成(6) - アプリケーションの更新

部門長による申請のレビューはAPEXのフォームを使って実装していましたが、その部分を承認コンポーネントとして提供されている統合タスク・リストを使うように変更します。



# 承認コンポーネント用のプラグインの作成

Flows for APEX自体はOracle APEX 20.1以降での動作をサポートしています。承認コンポーネントがAPEXに追加されたのは22.1からなので、Flows for APEXの本体には承認コンポーネントとの連携は含まれていません。

承認コンポーネントをFlows for APEXに連携させるプラグインを、GitHubより以下より入手します。

https://github.com/flowsforapex/apex-flowsforapex/blob/development/src/plugins/return-apex-approval-result/process\_type\_plugin\_com\_flows4apex\_return\_to\_flows\_process.sql

手元のPCにprocess\_type\_plugin\_com\_flows4apex\_return\_to\_flows\_process.sqlというSQLファイルとして作成しておきます。

このSQLファイルをプラグインとしてインポートします。

共有コンポーネントのプラグインを開きます。



**インポート**をクリックします。



インポートするファイルとしてGitHubからダウンロードしたプラグインのSQLファイルを選択します。ファイル・タイプがプラグインになっていることを確認します。

次へ進みます。



確認画面が表示されます。次へ進みます。



**名前**がFlows for APEX - Return to Flows for APEXというプラグインがインストールされます。

**プラグインのインストール**をクリックします。



プラグインFlows for APEX - Return for Flows for APEXのインストールが完了しました。



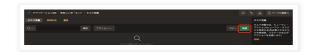
# タスク定義の作成

承認コンポーネントの**タスク定義**を作成します。

共有コンポーネントの**タスク定義**を開きます。



作成済みのタスク定義の一覧が表示されます。**作成**をクリックします。



タスク定義の作成として、以下の値を設定します。

名前:部門長による申請のレビュー

件名:経費精算申請 &PROCESS\_ID. &SUBFLOW\_ID. &STEP\_KEY.

静的ID:REVIEW\_BY\_VP

優先度:3-中

潜在的所有者:APEXDEV ビジネス管理者:APEXDEV

**潜在的所有者**として指定するのは、本来は**この申請をレビューする部門長のアカウント**です。今回は実装の確認なので、開発者のアカウントを設定しています。

作成をクリックします。



タスク定義が作成されました。

タスク詳細ページを生成します。

**タスク詳細ページの番号**に(未使用である)**10**を入力し、**タスクの詳細ページの作成**をクリックします。



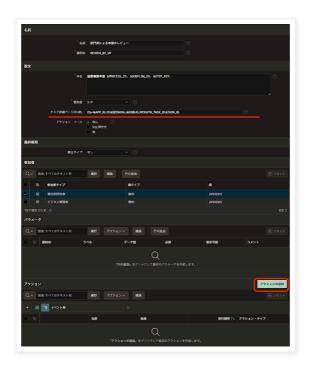
タスク定義の一覧画面に戻るので、再度、タスク定義**部門長による申請のレビュー**を開きます。



タスク詳細ページが作成されていることを確認します。

統合タスク・リストで、タスクの承認を行ったときに実行するアクションを作成します。

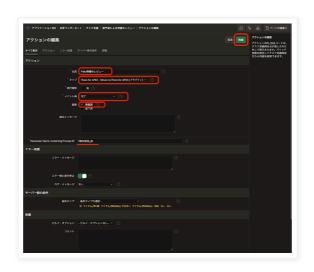
**アクションの追加**をクリックします。



アクションの名前はF4A:申請のレビューとします。タイプにFlows for APEX - Return to Flows for APEX [プラグイン]を選択します。イベント時は完了、結果は承認済を選択します。

Parameter Name containing Process IDはデフォルトでPROCESS\_IDとなっています。

作成をクリックします。



以上で、承認コンポーネントのタスク定義の作成は完了です。

# 統合タスク・リストのページ作成

作成したタスク定義を元に、統合タスク・リストのページを作成します。

**ページの作成**をクリックします。



統合タスク・リストを選択します。



作成する統合タスク・リストのページ番号は11、名前は申請のレビューとします。タスクの作成者および潜在的所有者が開発者のAPEXDEVと固定されていることより、レポート・コンテキストとして自分で開始、マイ・タスクを指定できません(自分で開始したタスクを自分で承認できない仕組みであるため)。そのため、レポート・コンテキストとして管理タスクを選択します。

**ナビゲーション**はデフォルトで**ブレッドクラムの作成**、**ナビゲーションの作成**ともに**ON**になっています。

ページの作成を実行します。



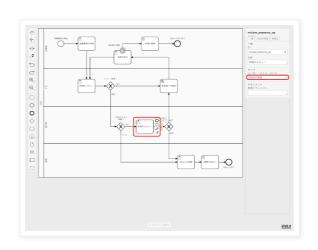
統合タスク・リストのページが作成されると、APEXアプリケーション側の対応は完了です。



## フロー・モデルの更新

**部門長**にレーンにあるユーザータスク**申請のレビュー**の**ユーザー・タスク・タイプ**を、**APEXページ**から**APEXの承認**に変更します。

APEXページタブがAPEXの承認タブに変わります。



APEXの承認タブを開き、以下の設定を行います。

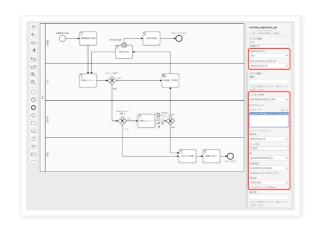
Application IDとして、このフロー・モデルを呼び出すAPEXアプリケーションの**アプリケーション** IDを指定します。ユーザー・タスク・タイプがAPEXの承認の場合、空白としてデフォルト値を選択することもアプリケーション別名を指定することもできません。必ず数値を指定します。新規に追加された機能なので、まだ、設定がこなれていないようです。

**Task Definition Static ID**としてタスク定義の**静的ID**を指定します。今回の例では**REVIEW\_BY\_VP**になります。

**ビジネス参照**は&F4A\$BUSINESS\_REF. (business\_refをクリック)、**パラメータ**として**静的ID**が PROCESS\_ID、値が&F4A\$PROCESS\_ID.の組みを登録します。

**結果変数**は**PAYMENT\_REVIEW**とします。これはプロセス変数で、統合タスク・リスト上でタスクの承認を行った場合**APPROVED**が設定されます。

**開始者**として、開発者のアカウントであるAPEXDEVを設定しています。



部門長が経費申請を承認したときに経由するシーケンスフローを選択し、条件の式を以下に変更します。

## :F4A\$PAYMENT\_REVIEW = 'APPROVED'

プロセス変数PAYMENT REVIEWの値がAPPROVEDの際に、このパスが選択されます。

以上でフロー・モデルの更新は完了です。

APEXアプリケーションとフロー・モデルの両方で、部門長のユーザータスク申請のレビューに承認コンポーネントが使われるようになりました。変更したアプリケーションを実行すると、記事の先頭のGIF動画にあるように、部門長による承認を統合タスク・リストで行えることが確認できます。

今回作成したAPEXアプリケーションのエクスポートを以下に置きました。 https://github.com/ujnak/apexapps/blob/master/exports/expenseclaim-v2.zip

承認コンポーネントに置き換えたフロー・ダイアグラムのエクスポートです。 https://github.com/ujnak/apexapps/blob/master/exports/20221222-0728 %E7%B5%8C%E8%B2%BB%E7%B2%BE%E7%AE%97 draft 2 20221222-0711.bpmn

Oracle APEXのアプリケーション作成の参考になれば幸いです。

続く

Yuji N. 時刻: 16:31

共有

**ベ** ホーム

### ウェブ バージョンを表示

### 自己紹介

#### Yuii N.

日本オラクル株式会社に勤務していて、Oracle APEXのGroundbreaker Advocateを拝命しました。 こちらの記事につきましては、免責事項の参照をお願いいたします。 Powered by Blogger.